

「避雷設備の位置及び構造の指定について」の一部改正に伴う新旧対照表

改正後	改正前
○避雷設備の位置及び構造の指定について 平成4年7月1日消防局告示第3号 川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号）第19条第1項に規定する避雷設備の位置及び構造で消防長が指定する日本産業規格は、次のとおりとします。 <u>J I S Z 9290（雷保護）－3－2019</u>	○避雷設備の位置及び構造の指定について 平成4年7月1日消防局告示第3号 川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号）第19条第1項に規定する避雷設備の位置及び構造で消防長が指定する日本産業規格は、次のとおりとします。 <u>J I S A 4201－2003 建築物等の雷保護</u>